

令和3年度第1回松本市有償運送運営協議会 会議録

日時 令和3年11月18日(木)

場所 大手公民館 2階 大会議室

午後1時30分から3時まで

1 開会

(事務局) 午後1時30分 開会を宣言

2 あいさつ

尻無浜会長あいさつ

3 委員紹介

委員紹介後、事務局出席者自己紹介

委員13名全員出席(3名代理出席) 松本市福祉運送運営協議会設置要綱第5条第2項の規定に基づき会議成立

進行を議長へ

4 会議事項

(会長) 本日の案件、協議事項1件、報告事項4件 (1) 協議事項のア道路運送法に基づく自家用有償旅客運送の更新登録について、事業者の概要説明をお願いします。

(事務局) 「福祉のふくちゃん」の概要を説明

(会長) 目的は福祉有償運送ですので、安全管理の観点から今までにかなり書類等を追加でお願いしてきている。本日も更新の審議をお願いします。

(事業者入室)

(事業者) 事業者による、更新についての説明

(会長) 質疑等を求めた。

(委員1) 運行回数について、説明と実績報告書の件数とが合っていません。
理事長について、登録時と名前が変わっているが、名義変更ができていたということよろしいですか。

65人の運転者への、安全運転管理・教育についてどう行っていますか。

事業者としては、このような運送形態で行っていることに感謝をしています。

協議会で、協議が調ったという書類を作成するために、何を協議したらいいのか疑問に思いますが、提出された書類も整っているので、このような規則にあった運営方法をしていただければと思います。

(事業者) 運行回数は、先程説明しました実績報告書のとおり940回です。

(県) 940回で相違ありません。

(事業者) 理事長については、令和2年度に交代があり、県及び法務局へは、変更を提出しています。

運転者へは、パート職員を含め中信社会福祉協会で毎年開催している、安全運転の講習会に参加しています。また、運行や帰りの際には、報告を受け日々安全運動に取り組んでいます。

(会長) 実態に合わせた形で運用しているという説明であった。今後もこのような形で行っていくということですが、専門的な立場からコメントどうでしょうか。

(運輸支局) 委員から「協議が調う。」ということについて出されましたが、昨年法改正があり後程お話しますが、委員からの疑問点であったり定義についても、議論を尽くしていただくことが、協議が調うためには、重要なのかと思います。

(委員 1) 運転者の記録を保存する等は、施行規則にあり、こういったことが求められている。事業者全体に対して、県は監査を行ったことがあるのか知りたい。細かい協議をするためにも、その結果の報告や説明がほしいと思います。

(県) ここ数年でいえば監査は実施していません。今後改めていきたいと思います。質問の部分ですと、この期間に事故があったかという点、あと講習会の修了証に、セダン車の講習を受けていない方がいますが、セダン車を運行することがないような取り組みがされていますか。

(委員 1) セダン等とは、法的には何を指しているのですか。

(運輸支局) 運送法施行規則に、基本使用する車両が福祉車両ということで記載があります。ストレッチャー付きとか、福祉車両以外の車両というところで、セダン等と示しています。

(事業者) セダンの登録がない方は、車いす車などの福祉車両のみ運行に携わっていただいているが、その点把握できていたかどうかというところは、今後管理体制をしいていきたいと思います。確認する中では、セダン等の登録がない方は、現状運行に携わっていないが、事務局として今後しっかり、把握する体制をとっていきます。

(県) 修了証にセダン等がない方がいたので、そこを把握し運行をしていただきたいということで質問させていただきました。

(委員 1) 登録車両 9 台、検査証にはセダンという車両の記載がなく、車いす、ステーションワゴンと載っているの、書類の車両の仕分けについて、県の方で考えていただけると、先ほどの問題や研修も改まってくると思います。

(運輸支局) 事務局が 4 か所あり、それぞれに車両が配置されていると思いますが、P115 の車検証は、所有者、使用者とも本所（法人の事務所）の住所になっていますが、この車両はどこに配置されている車なのか、事務所で管理しているならばそこに車庫があるので、車庫のある場所が使用者になるかと思っています。

(事業者) ふくちゃん所有の車両は、ささらの里とアイアドバンス今井で管理しているのが現状です。

(会長) 今提出していただいているのが現状ということですね。

(事業者) はい

(会長) 指導としては、配置してある施設の所在と、車検証が基本的にはあっていないといけないということですね。

(運輸局) そうですね。車両の配置で、本所で管理しているのか、それぞれの事業所で管理しているのであれば、そこを適宜に変えていただければと思います。

(会長) 今後、見直ししていただき、修正をしていただくということで、よろしいでしょうか。

(事業者) 対応したいと思います。

(委員 1) 車両の使用方法によっては、運行管理者を置かなくてはいけないと思います。

所有の車9台を、4つの事務所に配置がされるわけですが、6台はそれぞれ事務所の住所で車検証に登録になっていますが、残り3台については本所の住所の登録になっているため、1か所に5台の配置の可能性もある。5台になると資格のある運行管理者を置かなくてはいけない場合がでてくるので、その辺のところを考慮していただかないといけないと思います。

(会長) 拠点ごとに備えていくということが、基本的な考え方になるということでしょうか。車両管理、運行管理等々

(委員2) 登録者は、4施設にお住まいの方限定でしょうか。

(事業者) 大半の方が、入所されている方が多いです、施設外についてもHPや照会により、依頼があった方には、要望を伺い登録していただき、対応しています。

((委員1) 事故処理の体制についてですが、重大事故の場合は24時間以内に運輸局へ報告義務があると思うのですが、連絡体制に記載がないので、起こった場合処理についてはどうお考えなのでしょう。

(会長) 事務局で、今まで重大事故の有無に関してはどうでしょうか。

(事務局) 道路運送法に、重大事故の場合、国土交通省に報告ということになっていますが、そこまではしていません。

(会長) 今まで、更新申請においては、そこまでは求めてなかったということでしょうか。

(委員1) 求めるとかではなく、法令があり、施行規則にはあります。

(会長) そうではあるのですが、更新申請の議論について行っていますので。

(委員1) ですから、それが無いのはいけないのではないかと思います。

(会長) 今までは、そこまで記載していなかったことを確認しました。こういう運用でよいのか、委員の指摘等々で、今後見直し、変えていく必要があるのか、時間も限られているので、この件は保留にし、長野県、運輸支局で、ご指摘のように記載した方がよいということであれば、次の更新から変えていく形にしてはどうでしょうか。

(委員1) そういう問題ではなく、法があって施行規則に記載されてのではありません。ないことです。

(会長) そうなんです、今までは、こういう形で指導してやってきている。

(委員1) 協議が調うためには、それがなければいけないと思います。

(運輸局) 委員さんがおっしゃるとおり、事故の場合の報告体制は整えておくことは大事だと思います。事故があった時は、県から行くようになってると思いますが、こういったところに明記するのか、運用上、運営協議会と県には報告することになっている。把握しておくことは大事かと思います。

(県) 事故があったときは、協議会と県へ報告いただくことになっています。委員もご承知のように、国交省へも報告をする方がよいのか、しなくてはいけないかについては、確認をしたいと思います。

(会長) それでは、ご指示いただいて、場合によっては書類に足していただくという形で、この件については保留ということで、委員さんには、ご了解いただき審議をしたいと思います。

「福祉のふくちゃん」退席

(会長) 特定非営利活動法人福祉のふくちゃんの更新について了承される方の挙手をお願いします。

※全員挙手

(会長) 福祉のふくちゃんの更新申請については承認とさせていただきます。

【報告事項】

(会長) 報告事項に入ります。事務局から説明をお願いします。

(事務局) ア 令和 2 年度協議会における指摘事項について説明

(会長) 一つ目の、定款の事務所の件ですが、法人で、すでに所在については、実態に合わせた形で運用がなされているという確認が取れたということ。

二つ目は、県へ提出している実績報告を、更新時に、提出している現況報告と合わせて添付していただくことで、より分かりやすいという提案でしたが、よろしいでしょうか。

(会長) イ 登録団体における現況報告について 説明をお願いします。

質疑なし。

(事務局) 資料 3 について説明

(会長) ウ 登更新事業者の報告について説明をお願いします。

(事務局) 資料 4 について説明

質疑等なし。

(会長) エ 法改正について運輸支局から説明をお願いします。

(運輸局) 資料 5 について説明

質疑なし。

(会長) 本日予定していた報告事項及び協議事項が終了し、進行を事務局へ

(事務局) 本日の結果を事業所に伝え、速やかに県に登録の申請を提出するよう指導していきます。

【閉会】 午後 3 時閉会